

ISMマークの使用許可に関する規則

平成18年12月19日 制定

（目 的）

第1条 本規則は「ISM壁紙運営規定」第3条2項に定める「ISMマークの使用許可に関わる業務」について、必要な事項を定めたものである。

（ISMマーク使用許可）

第2条 ISMマークは以下の者に使用を許可する。

- （1）ISM会員に登録されたもの。
- （2）（1）以外の使用許可についてはISM壁紙委員会の判断による。

（ISMマーク使用範囲）

第3条 ISMマークの使用範囲の許可については以下とする。

- （1）出荷ラベル
- （2）見本帳、カタログ、パンフレット等の商品宣伝媒体におけるマーク表示
- （3）ウェブ上における商品説明等に伴うマーク表示
- （4）（1）～（3）以外の使用範囲の許可についてはISM壁紙委員会の判断による。

（ISMマーク使用条件）

第4条 ISMマークの使用条件については以下とする。

- （1）ISMマークの使用は、協会指定の清刷、またはデータとする。
- （2）上記以外の使用許可に関しては、ISM壁紙委員会の判断による。

（管理業務）

第5条 ISMマークが不当に使用された恐れが生じた場合、ISM壁紙委員会は調査を行い、使用者に対して適切な処分を下すものとする。

附 則

第1条 本規則は平成18年12月19日から施行する。

第2条 本規則に疑義が生じた場合は、ISM壁紙委員会の判断による。

第3条 本規則の改廃は、ISM壁紙委員会の提案により、理事会が議決する。